

会社員、大学生等の皆さま



令和2年8月25日 から
プライベート時の飲酒運転
も職場や学校に通知します。

令和2年6月19日に公布された「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例」のうち、公安委員会から事業者に対する通知に関する部分が、同年8月25日に施行されます(第16条第3項)。

これまで、会社員や大学生等の事業所に通勤又は通学している方が、通勤(出勤・退勤)中又は通学(登校・下校)中に飲酒運転をしたときは、公安委員会から事業者には通知していましたが、今回の改正で、**プライベート(私行)中**の飲酒運転についても、事業者に通知することになりました。



【事業者の皆さま】

従業員の方が飲酒運転をしないよう、

- ・ 出勤時のアルコールチェック
- ・ 朝礼時等における飲酒運転撲滅教育
- ・ 飲酒運転撲滅啓発物(ポスター等)の掲示
- ・ 定期的な飲酒運転撲滅研修

等の実施に努めてください。

また、通知を受領した際は、上記事項の再徹底をお願いします。

「警察官に飲酒運転撲滅研修の講師をして欲しい・・・。」
そのようなときは、最寄の警察署交通課にご相談ください。

皆さまのご協力が、誰かの命を救います。
飲酒運転をゼロにするため、力を貸してください！